

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和5年4月10日（月）午前9時30分～午前10時15分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画書（No. 178）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (6) 議案第6号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）」の決定について

議 長	<p>それでは、ただ今から令和5年度第1回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番岸野委員と、2番石井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第1号から議案第6号の6議案です。</p>
議 長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号1番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p>
4 番 委 員	<p>譲受人が耕作をされていた農地です。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号1番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号1番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号2番につきましては、守屋委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで守屋委員の退席をお願いします。</p>

	(午前 9時 39分 守屋委員 退席)
5 番委員	では、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。 現地を確認しました。申請地の隣の農地は譲受人が耕作しています。譲受人は適正に管理できるものと思います。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。 (午前 9時 41分 守屋委員 復席)
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	今まで譲受人が管理をしていた農地です。特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	譲渡人は最近、町内に帰って来られました。農業はされておらず、農地の管理ができないということで、申請されています。譲受人は適正に管理され、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>2</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>2</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">事案番号1番は、第1種農地であり、ほ場整備の非農用地区域です。農地法が適用され、転用許可が必要です。農地法施行規則第37条の第1種農地の例外転用許可規定「土地改良法の非農用地区域の設定」に該当しています。</p> <p style="color: red;">事案番号2番は、申請地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p style="color: red;">総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	申請地は、ほ場整備をしたところですが、非農用地のため申請が必要ないと思い、すでに転用されています。現地を確認したところ、排水等、問題ありません。なお、始末書の提出がありました。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
3 番委員	添付書類に土地賃貸借契約書とありますが、この土地はどなたかから借りられていますか。
事 務 局	申請地は申請者所有ですが、転用をしているのは申請者が代表をしている会社です。会社へ貸し付けているという意味で、賃貸借の契約書が添付されています。
3 番委員	わかりました。
議 長	ほかに意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
2 番委員	現地を確認しました。排水等、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>3</u> 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>4</u> 件 議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号 1 番, 3 番, 4 番は, 第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため, 第 2 種農地としています。</p> <p>事案番号 2 番は, 申請地から 5 0 0 m 以内に 2 以上の教育施設, 医療施設, 公共施設が存在するため, 第 3 種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
4 番委員	現地を確認しました。事務所兼用住宅への転用です。排水等、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番委員	現地を確認しました。排水等、特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	譲受人は現在、岡山市内に在住で、矢掛に帰って来られます。住宅への転用であり、排水等、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	申請地は道路に囲まれた農地です。譲受人の自宅への出入道に転用されます。排水等、特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第 <u>4</u> 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>事案番号 1 番は、申請地から 500 m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第 3 種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
4 番委員	現地を確認しました。借受人は貸出人の孫にあたり、住宅への転用です。排水等、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	<p>議案第 <u>5</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 178) (案) の決定に対する意見について、石井委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第 31 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 10 条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで石井委員の退席をお願いします。</p> <p>(午前 10 時 5 分 石井委員 退席)</p> <p>では、事務局から説明します。</p>
事 務 局	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>議案第 5 号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p>

議 長	議案第5号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第5号について、「異議なし」と決定します。 (午前 10時 9分 石井委員 復席)
議 長	議案第 6 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	本件は、農業委員会の1年間の活動目標(案)を審議するものです。 では、内容について説明させていただきます。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」につきまして、意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、(案)のとおり、決定することを議決します。今後、町ホームページで公表することとします。
議 長	次に 4. 各種報告 について確認します。
議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) 農地改良届 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。

議 長	<p>(3) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>
中川地区 推進委員	<p>事案番号1番, 2番について, 確認しました。問題ありません。</p>
議 長	<p>(4) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>
矢掛地区 推進委員	<p>事案番号1番について, 確認しました。問題ありません。</p>
山田地区 推進委員	<p>事案番号2番, 3番について, 確認しました。問題ありません。</p>
川面地区 推進委員	<p>事案番号4番について, 確認しました。問題ありません。</p>
中川地区 推進委員	<p>事案番号5番から28番について, 確認しました。問題ありません。</p>
小田地区 推進委員	<p>事案番号29番, 30番について, 確認しました。問題ありません。</p>
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>